

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

必要に応じて教育庁の課及び室に置く主席専門員の職並びに必要なに応じて教育機関に置く主席専門員及び主任専門員の職を廃止するため、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 必要に応じて教育庁の課及び室に置く主席専門員の職を廃止することとする。(第15条第3項関係)
- (2) 必要に応じて教育機関に置く主席専門員及び主任専門員の職を廃止することとする。(第30条第3項関係)

3 施行期日

この規則は、平成24年4月1日から施行することとする。

議案第十一号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項の表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条第三項の表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十八号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十九日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

必要に応じて教育庁の課及び室に置く主席専門員の職並びに必要なに応じて教育機関に置く主席専門員及び主任専門員の職を廃止するため、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

新

(課長等)

第十五条 略

2 略

3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

番号	一〇七 略	上欄
番号	略	中欄
番号	略	下欄

4 略

(職員の職)
第三十条 略

旧

(課長等)

第十五条 略

2 略

3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

番号	一〇七 略	上欄
番号	八 主席専門員	中欄
番号	略	下欄

4 略

(職員の職)
第三十条 略

特に高度かつ専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。

4
略

十六 七		五・六		一～四	番号
略		略		略	上欄
略		略		略	中欄
略		略		略	下欄

3 2 略
 第一項に定めるもののほか、前条及び同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる教育機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

4
略

十八 九	八	六・七	五	一～四	番号
略	主任専門員	略	主席専門員	略	上欄
略	教育機関	略	教育機関	略	中欄
略	高度かつ専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	略	特に高度かつ専門的な知識を必要とする業務に関する事務をつかさどる。	略	下欄

3 2 略
 第一項に定めるもののほか、前条及び同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる教育機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。